質問書（回答）

件　名

令和９年度栃木労働局管下 10 施設で使用する電力供給契約（低圧電力）に関する質問への回答

１　質問事項

仕様書３（７）供給電気の種類等において、

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は該当年度の基本方針で定める再生可能エネルギー電力比率とすること。

と記載がありますが、再生可能エネルギー電力比率１００%の電気でもよろしいでしょうか。

回　　答

仕様書３（７）に定める再生可能エネルギー電力比率以上であれば差し支えなく、再生可能エネルギー電力比率１００%の電気を供給いただくことも可能です。

２　質問事項

仕様書５（３）において、契約年度における電力供給終了後翌月１０日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を提出することとされていますが、供給量確定後に日本卸電力取引所が年４回（２月、５月、８月及び１１月）開催するオークションにおいて再生可能エネルギー電気供給の証書（非化石証書）を調達するため、当該資料の提出期限について協議いただくことは可能でしょうか。

回　　答

ご指摘のとおり、非化石証書の調達スケジュール等により、翌月１０日までに再生可能エネルギー電気比率の確認資料を提出することが困難な場合も想定されることから、当該資料の提出時期については個別の事情を踏まえ、協議の上で取り扱うこととします。

なお、供給元電源情報その他提出可能な資料については、可能な範囲で速やかに提出してください。また、再生可能エネルギー電気比率の確認資料については、非化石証書の調達状況等を踏まえ、別途提出いただくことを想定しています。

令和８年１１月１８日

栃木労働局総務部総務課会計１係